

所得に関する申立書の記入方法等について

項 目	記 入 方 法 等				
扶養親族の氏名	☐ 扶養手当の支給対象となっている扶養親族の氏名を記入する。 ☐ 扶養親族が複数いる場合は、扶養親族ごとに作成する。				
続 柄	☐ 扶養親族との続柄を記入する。(配偶者、子、父母等)				
所得の有無	☐ 所得の有無に応じチェックする。				
所得の種類	☐ 扶養親族の所得の種類についてチェックする。 (所得の種類が複数ある場合は、その全てにチェックする。)				
所得額 ※昨年の実績ではなく、今後の見込みを申し立てること	☐ 所得とは、税法上の所得額ではなく各種控除前の総収入額をいう。 ☐ 月ごとに収入額が一定である所得(給与所得等)については月額欄に記入する。 ☐ 月ごとに収入額が変動する給与所得、<u>事業所得等</u>※、年金収入の場合については年額欄に記入する。 ※ 事業所得等 事業所得(営業所得、農業所得等)、不動産所得など確定申告により所得額が決定されるものをいう。 <table border="1"> <tr> <td>事業所得等の場合に記入する額</td><td> 総収入額から社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費※の実額を控除した額 ※ 社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められない経費の例 ①租税公課 ②福利厚生費 ③減価償却費 ④利子割引料 ⑤接待交際費 ⑥損害保険料 ⑦青色申告控除費 など </td></tr> <tr> <td>年金収入の場合に記入する額</td><td> 最新の<u>年金改定通知書等</u>※に記載されている額(複数の年金を受給している場合は、全ての年金額) ※ 年金改定通知書等 年金改定通知書のほか年金証書、年金振込通知書等受給している年金額が確認できる書類をいう。 ※ 遺族年金・障害年金等非課税とされている年金も含む。 </td></tr> </table>	事業所得等の場合に記入する額	総収入額から社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費※の実額を控除した額 ※ 社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められない経費の例 ①租税公課 ②福利厚生費 ③減価償却費 ④利子割引料 ⑤接待交際費 ⑥損害保険料 ⑦青色申告控除費 など	年金収入の場合に記入する額	最新の <u>年金改定通知書等</u> ※に記載されている額(複数の年金を受給している場合は、全ての年金額) ※ 年金改定通知書等 年金改定通知書のほか年金証書、年金振込通知書等受給している年金額が確認できる書類をいう。 ※ 遺族年金・障害年金等非課税とされている年金も含む。
事業所得等の場合に記入する額	総収入額から社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費※の実額を控除した額 ※ 社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められない経費の例 ①租税公課 ②福利厚生費 ③減価償却費 ④利子割引料 ⑤接待交際費 ⑥損害保険料 ⑦青色申告控除費 など				
年金収入の場合に記入する額	最新の <u>年金改定通知書等</u> ※に記載されている額(複数の年金を受給している場合は、全ての年金額) ※ 年金改定通知書等 年金改定通知書のほか年金証書、年金振込通知書等受給している年金額が確認できる書類をいう。 ※ 遺族年金・障害年金等非課税とされている年金も含む。				
失業給付の受給状況	☐ 受給する場合は記入する。				